

一人ひとりの生存と発達を保障する社会へ 子どもに最もよいことを



日本子どもを守る会・「子ども白書」編集長
森本扶先生にきく (埼玉大学等非常勤講師)

特集 **子どもの人権**

ユニセフ 子どもの権利条約 検索



子ども(18歳未満)を権利の主体として社会的に保障

1989年、国連総会で「子どもの権利条約」(以下、権利条約)が採択されました(日本の批准は1994年)。子どもの権利論は、戦争で多くの子どもが無惨に殺傷された反省から、大人は子どもに最善の保護や管理を与える義務があることとされたことが出発点でした。「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」「1924年」「児童の権利宣言」「1959年」など。

権利条約はそこから一歩すすめて、親や教師などの大人による保護や管理は、ともすれば子どもを大人の意のままに操作することにつながり、子どもの成長を阻害することもあるとの認識をベースに構想されました。つまり、大人がよかれと考える「子どもの最善」だけでは不十分であり、子どもの意思や希望をしっかりと考慮しなければならぬことを示したわけですね。つまりこれは、子どもを集団でとらえるのではなく、一人ひとりが固有の生存と発達を大切にしなければならぬ、ということでもあります。それゆえに大人は、子どもが発する様々な信号を感じ取り、子どもと真剣に関わり続けねばならないのです。

こうしたことが、TICHI(正しいすじみち=権利)にならなければいけないと世界に呼びかけたのが権利条約です。子どもを権利の主体としての地位を社会的に保障しようというのはいかにそういふことですか。

競争的な社会から子どもを守る
ー国連が勧告ー

これまで国連は、日本政府の報告書に基づき5回にわたって勧告してきました。主な内容は①新自由主義的競争社会から子どもをいかに守るか、②体罰・虐待・性的搾取・自殺などの問題解決、③子どもの意見表明を保障する環境の提供にまとめられるでしょう。

自己責任・受益者負担を原理とする新自由主義的改革によって、保育・教育など子育てを支える機能は「民営化」の名のもとに商品・サービスになっただけで、子育ては私事化し、個々の親のみの責任となり、そうなる問題が起きないよう予防のために管理主義が強化されます。親は共働きが多忙な日々の中、子どもをじっくり受けとめ対話することが難しくなっています。経済的困窮も要因となり虐待が増えるのも当然でしょう。学校なども運動するように管理主義が過ぎて権威主義化してきます。ブラック校則問題が生じるのもこうした背景からです。子どもが意見表明することはますます難しくなります。

さらにコロナ禍によって、子育て家庭の貧困や虐待の深刻化、子どもの自殺率の上昇、抑うつ傾向・情緒障害など心やからだの異常、保育・学校現場の疲弊など困難は深まっています。今こそ権利条約の理念が見直されるべきです。

若者参画社会がすすむスウェーデン

グレタさんによって注目されたスウェーデンの若者参画社会。「若者は社会の『問題』ではなく、『資源』である」という認識のもと、学校では、学級会でクラス的环境について、給食委員会ではランチのメニューについて、生徒会では学校全体のことについて生徒が意見表明し環境改善に生かされます。また地域には趣味やスポーツ、文化・芸術、野外活動、環境などをテーマとした若者団体があり、少なくとも1つの団体に属する若者の割合は6~7割にものぼります。さらに若者の声を届ける政党の青年部や生徒会の全国連盟などもあります。これらの団体には国や自治体から助成金が支給されています。

実態報告:「2020子ども白書」(日本子どもを守る会編)
~コロナCOVID-19 子どもクライシス~



ココもチェック

- 各自治体の子ども条例を調べてみましょう。未制定の自治体もあります。東京都は今年4月ようやく子ども基本条例が施行されました。また、18歳選挙権の施行(2016年)に伴う「模擬投票」などの実施状況はどうでしょうか。
- 「ブラック校則見直し」「学費値下げ」などの声と人権について考えてみましょう。
- コロナ禍の「子どもの人権」について考えてみましょう。



育つ権利

第7条(名前・国籍を得る権利)、第9条(親からの分離禁止)、第18条(親の第一義的養育責任に対する援助)、第28条(教育への権利)、第31条(休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加)など。

自分の名前や国籍を持ち、児童の最善の利益に反しない限り親や家族と一緒に生活できること。教育を受け休息・遊びが保障されること。考えや信じる自由が守られ、自分らしく育つことができるなど。

「権威主義」は、「自分らしく育つ」ための「教育を受ける権利」が尊重されていないことを意味します。コロナによる制限で、仲間と一緒にいること、遊ぶことによる心の充足は他に代えがたいものと実感されました(第31条)。

生きる権利

第6条(生命への権利、生存・発達の確保)、第24条(健康・医療への権利)、第26条(社会保障への権利)、第27条(生活水準への権利)など。

いのちが大切にされること。防げる病気などでいのちを奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられること。人間らしく生きていくための生活水準が守られることなど。

例えばコロナ禍で乳幼児健診や予防接種の機会を逃すリスクが高まっています。経済的理由による受診控えの影響も受けます。国・自治体としての対策が望まれます。

子どもの権利条約 4つの権利

参加する権利

第12条(意見表明権)、第15条(結社・集会の自由)、第16条(プライバシー・通信・名誉の保護)、第17条(マスメディアへのアクセス)など。

自由に意見を表明し、その発達に応じて充分考慮されること。集まってグループをつくらたり、自由な活動を行ったりできること。プライバシーや名誉が守られること。成長に必要な情報が提供され、子どもにとってよくない情報から守られることなど。権利条約は子どもの力を伸ばすような参加とそれに応答できる大人の必要性をうたっています。

守られる権利

第19条(虐待・放任からの保護)、第23条(障がい児の権利)、第32条(経済的搾取・有害労働からの保護)、第34条(性的搾取からの保護)、第38条(武力紛争における保護)、第40条(少年司法)など。

あらゆる種類の虐待や放任、搾取、有害労働から守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもは特に守られること。戦争から守られることなど。「守られる」というのは、当事者の子どもを公的責任で社会的に養育し保護するとともに、困難を抱える家庭への支援を行いながら家庭に戻したり代行の仕組みに組み入れたりすることを、子どもの意見を聞きながら行うことです。

リーガル・アイ

リツイート

ただけなのに

ポチッとするだけで情報を発信できるツイーターの「リツイート」、たいへん便利な機能です。でもそのリツイート、ちよつと待った!あまり深く考えずに使ってしまう。実はリツイートするだけで犯罪になったり損害賠償請求されたりするおそれがあります。

例えば、もしリツイートした内容が実は嘘だったらどうでしょう?自分に関する嘘の情報を流されたら、たとえそれがリツイートであっても嫌です。リツイートは人を傷つけてしまう危険性があるのです。実際に、他人のデマツイートをリツイートしただけに、「名誉毀損」として裁判で訴えられて損害賠償をする羽目になったという事件が起こっています。「でも、本当のことなら大丈夫でしょう?」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、日本の法律では、本当の情報でも流した場合であっても名誉毀損罪が成立することがあるとされています。従って、本当の情報だから大丈夫ということにはなりません。それに、名誉毀損罪以外にも、信用毀損罪、業務妨害罪、侮辱罪などといった犯罪に当たるおそれがあります。実はそれだけではないのです。過度に性的な内容を含めば性犯罪に当たったり、選挙期間中のリツイートは内容によっては公職選挙法違反になったり、いろいろな法的リスクがあるのです。

ところで、こういったリスクはツイーターのリツイートだけの話ではありません。「いいね」などの機能であっても、フォロワーのタイムラインに投稿が流れてしまふという点が同じであれば、やはり大丈夫という保障はありません。インスタグラムの「リポスト」など、ツイーター以外のSNSの機能でも同様のリスクがあります。果たしてあなたが発信しようとしているその情報は真実でしょうか。その情報が真実だとしてもその発信により傷つく人はいないでしょうか。ボタンを押す前に少し立ち止まって考えるようにしてみましょう。

あすわか弁護士
片木翔一郎

